

平成 24 年度第 8 回児童福祉専門分科会会議録

- 1、開催日時 平成 24 年 8 月 9 日（木）9:15～12:15
- 2、開催場所 青森市福祉増進センター 3 階 中・大会議室
- 3、出席委員 宮崎秀一会長、原朗委員、西村恵美子委員、沼田徹委員、松浦健悦委員、
鳴海明敏臨時委員、石橋修臨時委員、高橋多恵子臨時委員
- 4、欠席委員 佐藤秀樹委員、石岡まつ委員、小笠原梓臨時委員
- 5、事務局出席者 健康福祉部長 福井正樹、健康福祉部次長 今村貴宏、
子どもしあわせ課課長 館山新、子どもしあわせ課副参事 奥崎和彦、
子どもしあわせ課主幹 西澤 哲司、子どもしあわせ課主査 坂本亮、
子どもしあわせ課主事 渡邊幸子
- 6、その他出席者 青森市子ども委員 16 名、学生サポーター 3 名
- 7、会議内容
 - 1、開会
 - 2、健康福祉部長あいさつ
 - 3、案件
 - (1)(仮称)子どもの権利条例骨子案の検討
 - (2)(仮称)子どもの権利条例骨子案の決定
 - 4、その他
 - 5、閉会

案件(1) (仮称)子どもの権利条例骨子案の検討

事務局より資料 1～資料 4 について説明

事務局

資料 1 については、これまでの議論の経緯ということで、章立ての変更が記載されている。8 月 6 日に起草委員会を開催したが、黒塗りの部分が前回の 7 月 2 1 日の専門分科会開催以降に変更となった部分になっている。

続いて、資料 2 は、7 月 2 1 日に開催した専門分科会でいただいたご意見と、8 月 6 日に開催した起草委員会が出たご意見に加え、関連次長級の集まりである「子どもしあわせ検討会議」の皆さんからいただいたご意見、法令審議会委員の皆さんからいただいたご意見を踏まえたものを記載し、併せて、それに対する対応について記載している。

資料 3 が、今申し上げた資料 2 の内容を踏まえて、最終的に本日までご議論いただく骨子案の内容となっている。資料 3 の 3 ページをご覧いただきたい。例えば、第 2 章は、「第 2 章 子どもにとって大切な権利」、「1 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重」、「(1) 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されます。」とあるが、これが条文になった際には、「1 子どもにとって大切な権利...」の部分は、「第 1 条」に、「(1) 子どもには、成長し、発達していくために...」の部分は、「第 1 項」に、 と表記されている部分は、「第 1 号」、「第 2 号」にあたるというように見ていただきたい。

続いて、資料 4 は、本日の後半部分で子ども委員会議と合同で会議を行う際に使用する資料となっており、只今ご説明した資料 3 に、子ども委員の皆さんからいただいた意見に対する説明を加えている。この資料に基づき、本日後半部分の合同会議を進めて参りたいと考えている。

続いて、資料5は、子どもの権利条例制定スケジュールということで、前回までのものから若干の変更があり、8月については、本日の児童福祉専門分科会と子ども委員会議の合同開催において条例骨子案を仮決定し、8月17日に条例骨子案について市長へ説明し、最終的な決定を経て、8月21日の常任委員会で骨子案についての内容説明とパブリックコメントの実施について報告することとなっている。その後、8月22日の定例の記者会見において、骨子案のパブリックコメントの実施について報告し、8月31日の臨時庁議で、骨子案のパブリックコメントの実施について、全庁的に報告するというような形で進めて参りたいと考えている。そして、9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施するが、同時並行で、児童福祉専門分科会を開催し、条例案についての検討を進めて参りたいと考えている。なお、10月以降の日程については確定ではないので、これについては、今後、皆様とご相談させていただきながら決定していきたいと考えている。

意見 主な意見は以下のとおり

（【資料2】「(仮称)子どもの権利条例骨子案」に基づき議論）

前文について

前文の文章化はこれからしていくということになるが、盛り込む内容については、この内容でよいか。

（各委員異議なし）

第1章（総則）について

大人の定義のところ、確かに、大人というのは過去に子どもであった人なのだが、この条文との関わりにおいて、この定義の書き方では、少し言葉が足りないような気がする。あるいは、ここの大人の定義は無くてもいいのではないかという気もする。もし、言葉として書くというのであれば、言葉の意味を説明するというのではなくて、この条例に対して、どのような定義なのかということで、「この条例の精神を確保する成人である」というぐらいの言葉で書かなければ、少し弱いかなという気がする。

定義というのは、その内容というよりは、その範囲が分かればいいという書き方になるのではないかと思う。

定義の 、 、 については、具体的な言葉で定義されているので分かるが、大人の定義を過去に子どもであった人と言うのであれば、削除してしまってもいいのではないか。

大人の定義については、条例の中で使う言葉として、大人というのを定義する必要があるのではないかということで、後で追加になった部分であるので、追加になった趣旨を考えると、ここに定義として入るのは妥当ではないかと思う。

改めて考えてみると、定義しなければならない必然性があるのだろうか。

条例の言葉として「大人」という言葉を使うのであれば、定義が必要なのではないかという

指摘を受けて追加したのであるから、この分科会として、それをいらないとはいわずらいのではないだろうか。

「過去に子どもであった人」という表現は、法令審議会のほうから提案されたものであるし、「子ども以外の人」と言っても、「過去に子どもであった人」と言っても、100パーセント大人について定義される。「過去に子どもであった人」と言うことによって、子どもの立場も分かるだろうということになるかと思う。

大人は、子どもの権利保障の責務を負う者であるから、大人の範囲については、ある程度はつきりと定義しておく必要がある。大人は、過去に子どもであった人たちであって、更にこのような責務があるのだということについては、4の「大人の責務」の中で言っているという流れになるので、この定義の部分で、大人の責務についてまでも、全てを言うことはできない。「過去に子どもであった人」という表現は、大人が、自分たちも過去に子どもだったのだということを再確認できるし、大人と子どもの連続性というものが見えるので、なかなかいい言い回しだと思う。

言い回しについてはいいと思うが、この から までの定義の言い方としては、言葉が足りないのではないかと思った。でも、皆さんがこれでいいのではないかということであれば、私もこの言い回しについてはとてもいい表現だと思う。

定義の の「育ち学ぶ施設」のところだが、ここは、「育ち学ぶ」という順序で捉えているので、「学校、保育所」の部分は、保育所を先に持ってきたほうが、育ちの段階の順序としてはタイトルと合っていると思う。同じように、「学び又は育つこと」は、簡潔に「育ち学ぶこと」に、「通学し、通園し」は、「通園し、通学し」としたほうが、順序性からいうと合っていると思う。

定義の「 子ども」のところで、「18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人」を、規則では具体的にどのように定めるといふことについては話し合っていたらどうか。

事務局

この部分については、例えば、浪人して高校に入学した19歳の高校3年生の方や、あるいは、浪人せずに入学したとしても、18歳の高校生もいるので、そういうものを規則のほうに記載していくということになるが、具体的にどう文章化していくのかということについてはまだ考えていない。

4の「大人の責務」のところで、(1)から子どもに近い順に、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民とあって、(4)で「前3項に掲げるもののほか」となっているが、(4)を初めに持ってきて、全ての大人は子どもの権利を尊重しなければならないということをはっきりと先に言うという作りにしたほうが整うのではないか。

他市の例を見ると、様々な生活の場における権利保障ということで、家庭から始まり、施設、地域住民あるいは事業者という形で並べているものが多いと思う。具体的な場を想定してこのような順番になっているのだと思う。

これまでの経緯的なことから言うと、全ての大人の責務なのだということを網羅的に表記したほうがいいのではないか。

2通りの意見が出ているが、本日の会議では、この骨子案を確定しなければならないので、曖昧なままにして次にいくというわけにはいかないのだが、この部分に限らず、解説書を作って説明していくということにしているので、解釈が分かりづらいという部分については、解説で補うということ是可以になる。

事務局

ここでは、1項から3項まで、具体的なターゲットがはっきりしているものを子どもに近い順から表記し、第4項ではそれ以外のものを掲げるという表記の仕方をしているが、他市においてもほとんどこのような表記になっていて、先に全ての大人についての責務を言ってしまうという表記の仕方は、ほとんどないという状況である。

それでは、この部分については、他市の例に近い表現であるということなので、解説等で補足的に説明をするということにしたい。

第2章(子どもにとって大切な権利)について

5の「意見を表明し参加する権利」の に、「自分に不利な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること」とあるが、不利な決定に対して自分の意見が主張できるというこの表記の仕方は、少し意味が狭いような感じがする。不利か有利かというだけではなくて、「自分にとって重要な決定が行われる場合」としたほうがいいのではないか。

自分にとって重要なことを決めるというのは、「3 自分らしく生きる権利」の にあるので、あえてここでもう1度言う必要があるだろうか。

5の の部分というのは、自ら方向性を示すものではなくて、他者から受ける不利益に対して抗弁するという意味なのではないだろうか。

5の の文章だけを見ると、自分に不利益な決定が行われる場合は、自分が悪かったとしても、いくらでも自分の意見を主張していいんだというふうに捉えられる恐れがあるので、「自分に重要な決定が行われる場合」としたほうがいいのではないか。

「自分にとって重要な決定が行われる場合」と、「とって」を付けたほうが、判断基準は子どものほうにあるということが分かって、非常にいいと思う。

第1章の定義のところ、育ち学ぶという発達段階に応じた形での修正というお話があったが、第2章の4の に「学び、遊ぶこと」とあるが、子どもとしては、遊ぶことから始めて、学ぶことは後になるのかもしれないと考えたので、そのように、発達段階に応じた形で「遊び、学ぶこと」としてはどうか。

発達段階から言うと、確かに、乳幼児期は遊ぶことから学んでいくが、この条例を主に見る子どもたちというのは、小・中・高校生であるから、「遊ぶ」というのが最初にきて欲しいとい

う気持ちはあるが、子どもたちが、「遊ぶ」っていうのが最初にあるじゃないか」と言ったりするようになっては困ると思う。

この部分は、特に時系列にこだわる必要が無いのではないかと思う。

5の に、「自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること」とあるが、「適切に」ということに関して、何か触れておかなくてもいいのだろうか。「適切」という表現は、3の や、4の にも出てくるが、条文の中で説明すると長くなってしまうので、解説の中で、この条例で使っている「適切」という言葉は、その子どもの、その時々に応じて何が適切かということ、いわゆるケースバイケースということになると思うが、どこかに絶対正しい「適切」があって、それに基づいて対応するのではなく、あくまでも、今のその子どもにとっての最善は何かということ、当事者の子どもも踏まえ、みんなで探っていき、そこで出てきたものが適切なんだというようなことを、ぜひ解説の中でしてほしいと思う。

このことは、第1章の3の「基本的な考え方」の部分に明記されていることになると思う。

それでは、この部分については解説の中で、「適切」というのは、第1章の3の基本的な考え方と連動して配慮されるのだということを説明するということにしたいと思う。

第3章（子どもにとって大切な権利を保障するための市の責務と取組）について

第3章のタイトルは、「子どもにとって大切な権利を保障するための市の責務と取組」で、第4章のタイトルは、「子どもの権利の侵害に対する救済と回復」となっているが、以前は、「ために」という言葉を両方のタイトルに使って揃えていたと思うが、ここは揃える必要がないのだろうか。

やはり、ここはそれぞれ、第3章は「ための」、第4章は「対する」を使用するのが適切だと思う。

2の「子どもの育ちへの支援」の で、「生活体験や交流をしたり」となっているが、この「したり」は、いらぬのではないか。「生活体験や交流をする場や機会」としてはどうか。

5の「子ども会議」のところだが、この文章を2つに分けたほうがいいのではないか。「市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する場として青森市子ども会議を設けます」で1度区切って、これを(1)として、「次項の子ども施策に関する行動計画を含む子どもに関わる事項を検討する際には、子ども会議の意見を尊重するよう努めるものとします」を(2)としたほうが、分かりやすくなるのではないか。

6の(2)と(3)は、「子どもの権利保障の検証は、子ども会議の意見を尊重し、青森市健康福祉審議会条例に定める児童福祉専門分科会で行うものとします」というふうに、1つにまとめてしまってもいいのではないか。

ここは、(2)も(3)も、1つ1つが大事なのだと思う。大事なことのレベルが違うのではないか。検証そのものは分科会で行い、その過程においては子ども会議の意見を尊重するとい

うことになると思う。

第4章（子どもの権利の侵害に対する救済と回復）について

2の「子どもの権利擁護委員」の（4）の で、「申立人などの人権について十分に気を配ること」の部分で、「配慮すること」ではなくて「気を配ること」としたのは、何か理由があるのか。

そこは特に理由が無いと思うので、「配慮すること」に修正したいと思う。

3の（1）では、「子どもの権利の侵害」と言っているが、（2）では「子どもの権利侵害」となっているのは、使い分けたということなのか。それとも同じことを言っているのか。

それは表記の問題だと思うので、必要であれば修正するというにしたい。

権利擁護委員の位置付けについてだが、附属機関として位置付けることは、地方自治法上の様々な問題があるということで、補助機関として位置付けるということだが、私は、他の自治体でも附属機関でやっているの、青森市でも附属機関でできるのではないかと考えていたし、そのほうが独立性というものも担保できるのではないかと考えていたのだが、最終的に、そのところを整理しておきたいというか、最終的にはどうなのかということについて、今後、もう少し議論の余地はあるということでもいいのか。

事務局

私どもとしては、その部分について条文上の整理はできているのだが、皆さんに対してきちんと説明できるような資料もまだ無いということで、今後、事務局のほうで、川西市に視察に参るので、その際に、オンブズパーソン制度についてきちんと聞いてきたものを咀嚼したうえで、後日、児童福祉専門分科会で皆さんにお知らせしたいと思っている。

3の「委員の職務」の と の関係にあたる部分だが、 は、本人又は関係者から申立てを受けて調査を行うとなっていて、 は、申立てが無くても自発的に行うとなっているが、 が「緊急を要すると認めるとき」となっているのが微妙だと思った。いじめなどの様々な事例がある中で、どのようなときが「緊急を要すると認めるとき」にあたるのかということで、「緊急を要すると認めるとき」という言い方は、少し縛りが強い感じがしないだろうか。もう少し広い表現で、「必要と認めるときに」などとしてはだめか。それから、「自ら」という言葉を入れたほうが、 との仕分けもつくのではないと思う。

まさにそのとおりだと思う。 と の違いが鮮明になるし、「必要と認めるときに」と言うほうが、幅広く動けるのかなという感じがする。

終わりに

事務局

次回の児童福祉専門分科会については、条例案の中身や制度設計の細かい話などについて、順次議論していただきたいと思っているが、次回については9月中の開催ということで、日程

については後日調整させていただきたいと思う。続いて、5分ほど休憩を挟み、隣の大会議室に移動していただき、骨子案の内容を子どもたちに伝えて、最終的な確認をしたいと思うので、よろしくをお願いしたい。

案件（２）（仮称）子どもの権利条例骨子案の決定

資料４というのが皆さんに配られていると思うが、皆さんの子ども委員会議でも、私たち児童福祉専門分科会の方でも、これまで何十時間もの時間を費やして、子どもの権利条例について、ずっと話し合ってきた。子どもの皆さんの意見も、私たち大人のほうでいろいろと聞き取りをしたり、直接皆さんから伺ったりしてここまできたが、今日で１つの区切りを付けるということになる。最後に、ここは是非言っておきたいというような意見があったら、今日がラストチャンスになるので、この場で発言してほしい。まさに、意見表明権であるので、積極的に、遠慮無く発言してもらいたいと思う。

意見

子ども

第１章の２の定義のところ、の大人の説明が、「過去に子どもであった人をいいます」となっているが、現在はどんな役割を果たしているのかという、大人の役割を示しておかないと、子どもと相互に役割を理解できなくなると思うし、子どもと大人がそれぞれの役割を理解し合ったほうが、この条例の達成にもつながっていくと思うので、大人の役割をもう少しはっきり示したほうが良いと思う。

議論内容

大人

「過去に子どもであった人」ということで、子どもたちとの関係を含めて捉えることによって、大人の範囲をはっきりさせるという意味もあると思う。あるいは、「子ども以外の人」という定義の仕方もあるが、大人の責務についてどういう形で加えればよいかということを考える必要はあると思うので、なかなか頭を悩ませる部分だと思う。

大人

ここは最初、「子ども以外の人」という表現だったのが、「過去に子どもであった人」と言ったほうが、大人も過去に子どもだったのだから、子どもの気持ちを思い出して、子どもの権利をきちんと尊重しようという気持ちになれるのではないかとこの考えから、こういう表現になった。今の意見は、これに大人の役割を付け加えたほうが良いのではないかとこのものだが、それについては、第１章の４「大人の責務」というところに、かなり具体的に書いているので、ここを読んでもらえれば分かると思う。

意見

子ども

第２章の４の が、「学び、遊ぶこと」となっているが、子どもは遊んでいる中で、大切にしなければいけないことや、こういうことが大事なんだということを学んでいくということがあると思うので、この部分が「遊び、学ぶこと」となったほうが良いと思う。

議論内容

大人

実は、大人の話し合いの中でもそのようなことを私が言ったのだが、少数意見だったので、ひとまず「学び、遊ぶこと」に落ち着いたという経緯がある。

子ども

子どもは、学んでから遊ぶというよりも、例えば、遊んでいく中で悪いことなどもしながら学んでいくと思うので、「遊び、学ぶこと」のほうが良いと思う。

子ども

学ぶことが全ての基本につながると思うので、学ぶことをおろそかにしてしまったら、遊びもおろそかになってしまうと思うし、全ての基本的な生活などもできなくなってくると思うので、「学び、遊ぶこと」でいいのではないかと思う。

子ども

幼稚園のときなど小さい頃は、まだ、学ぶことよりも遊ぶことが軸にあって、その遊んでいる過程で、例えば、おままごとをして遊んで、それが家庭科の勉強をしたときに、「そういえば小さい頃に料理ごっこをして遊んだな」というふうに、遊びが軸になって学ぶことに発展したほうが、学習していくときに面白いと思うんじゃないかということを見ると、やっぱり、「遊び、学ぶこと」のほうが良いと思う。

学生サポーター

「学び、遊ぶこと」という表現を見たとき、最初はあまり違和感がなかったが、順序を逆にしたほうが良いという意見を聞いて、確かに、遊んで学ぶということがすごく重要なのではないかなということを感じた。「学ぶ」と「遊ぶ」のどちらを先にするかということについては、大人の目線と子どもの目線で違ってくるのではないかと思うので、どちらが良いとはっきりと言えないが、「学び」を先にもってくると、大人側の要望が出ているという感じがする。

子ども

どちらに並び替えても、いろいろな意味があって、どちらも大事だなと思うし、どちらにも偏れない部分があるので、1つずつに分けてしまったらどうかと思う。1つずつに分けると、「学ぶこと」と「遊ぶこと」が、それぞれの意味になっていいのではないかと思った。

大人

どちらかというところ、子どもは遊ぶことについては、割と自由に遊んでいるのではないかという気がする。例えば、家庭において子どもが仕事をさせられて遊ばせてもらえない、遊びの権利が保障されていないという状況であれば、遊ぶことは大事なので、保障しなければいけないと思う。それと同時に、学ぶこともさせてもらえない子どもがいるとすれば、きちんと学ぶ機会を与えてあげないといけないと思う。発達段階の時系列では、遊ぶことから始まって、次に学ぶという流れになるのだと思うが、現状としては、まず、学びたいのに学べない子どもがいるということはだめなことなので、きちんと学ぶ権利を保障しましょう、それと同時に、遊ぶ権利も保障しましょうということなので、大人の立場で考えると、まずは学ぶ権利を守ってあげないといけないのではないかと思うので、「学び、遊ぶこと」という順番でいいのではないかと思う。

大人

成長の過程においては、確かに遊ぶことから始まると思うが、ここでは何を保障するのかと
いったら、今の皆さんの状況では考えられないかもしれないが、もし仮に学べない子どもがい
たとして、学ぶことと遊ぶこと、どちらを取るかといったら、まず学ぶことを取るのではない
か、そっちのほうが生きていくためには大事でしょうということがあって、そういうことを保
障するというにしたのではないかと思う。

大人

私は、今皆さんのお話を聞いて、「遊び、学ぶこと」の並びのほうがいいなあと思った。子
どもに限らず、人間は、きちんと遊ぶことができなければ、学ぶこともできないはずだし、その
後で何もできないと思う。もっと健康的に、他者との関わりをきちんと持って遊ぶということ
が、本当に満たされているかどうかといったら、恐らく今はそうではないと思う。テレビゲー
ムのような、非常にやせ細った遊びではなく、他者との関わりをきちんと満たしたような、そ
の中から何かを学べるような遊びがまずあって、その次に、学びというものが出てくるのでは
ないかと思う。私は大人なので、大人の皆さんの言っていることも分かるが、もっと根源的な
ことを考えると、やはり遊びの重要性ということで、「遊び、学ぶこと」としたほうがいいので
はないかと思う。

大人

私個人としては、「遊び、学ぶこと」のほうがしっくりくるのだが、「遊び」というのが持つ
ている意味が、その年齢や発達によって違うということを見ると、この並びはすごく難しい
ものだと思う。皆さんの意見を聞いて、どちらがいいのだろうかということ、今すごく悩ん
でいる。

大人

1つの項目の中に、「学び、遊ぶこと」というふうに2つのことを並べたので、どっちが先が
いいのかということで、いろいろな意見が出てきているのだろうと思うので、今の話し合い
を踏まえて、2つの項目に分けるということを提案したいと思う。1つの権利として「遊ぶこ
と」、もう1つの権利として「学ぶこと」を、それぞれ独立した項目として書くことで、学ぶこ
とが先に来て、遊ぶことが先に来て、それぞれが大事な権利なのだということが伝わるの
ではないかと思う。

大人

私の場合は、前に持ってきたほうが優先だという考えではなく、「学び」と「遊び」2つセッ
トという意味で、「学び」が前にきても別に違和感を感じなかったが、これだけ意見が分かれる
ということで、うまくそれを収めるということであれば、私は、「遊び」のほうが前にきても構
わないと思う。

大人

「遊び」も「学び」も、どちらも大事である。私も、皆さんの意見を聞いて「遊び」と「学
び」を分けてしまったほうがいいのかなと思った。

子ども

学ぶことの権利を保障した後に遊ぶ権利がくるという話も分かるのだが、今の子ども感覚で言うと、お父さんやお母さんが勉強を強制して、遊ぶ暇がなくて、そのことによって悲しい思いをする子どもたちも多いと思うので、大人が子どもに対して与える権利というのを考えると、「遊び」と「学び」を、1つずつ分けて考えたほうが良いと思った。

子ども

今の親は、子どもの遊びを制限しているようなところがあるけれど、勉強は一切制限されるようなことがないと思うので、今の子どもたちにとっては、遊びのほうが大事なのかなと思った。

学生サポーター

学ぶことを保障されていない子どもが、今の青森市にいるのだろうか。それよりも、遊ぶことを保障されていない子どもは、たくさんいるのではないだろうか。例えば、親が共働きで家にいなくて、留守番しなければいけない場合は、遊ぶ権利が保障されていないということになると思うので、自分としては、「遊び」を最初に持ってきてほしいと思う。

大人

子どもの権利条約の中に、学ぶ権利の他に、遊ぶ権利や休息をする権利が入ったのは、日本や韓国のような国で、一時期「受験地獄」という言葉もあつたりした中で、休息や遊ぶ権利が日本や韓国の子どものには無いのではないかとというようなところから出てきたものでもある。確かに学ぶ権利というのは、もう十分過ぎるくらいに保障されているのかもしれないので、少し見直さなければいけないのではないかとことも言われている。

子ども

「学ぶ」ということは、机に向かって問題を解いたりすることだけではなくて、例えば、看護師になりたいという人が看護師の人の話を聞いたり、絵を書きたいという人が美術館に行ってみたりして、夢の選択肢を広げることが「学ぶ」ということだと思うので、そういう意味で「学ぶ」ということが大事だと思う。

子ども

その夢を広げる過程で絵を書きたいと思うのは、絵を書くという遊びから始まっているのだと思う。

大人

どちらも大事ということであるので、この「遊び」と「学び」を分けて、「遊ぶこと」を「学ぶこと」として、どちらも大事だということにしたいと思う。当然、中学、高校と進んでいくにつれて、「学ぶ」ということのウェイトが大きくなるということは自明のとおりだと思う。

意見

子ども

第2章の3の「安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと」というのは、2の「安心して生きる権利」のほうに関連するのではないかと思ったので、こちらに入れたほう

がいいのではないか。

議論内容

大人

2の「安心して生きる権利」は、生きる権利というのがポイントになっていて、3の「自分らしく生きる権利」のほうは、自分らしさというのがポイントになっていると思う。「安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと」というのが、生きる権利というよりは、自分らしさというほうに位置付けられるということで、3の「自分らしく生きる権利」のほうに入ったという経緯になる。

意見

大人

最初の話に戻るが、「大人の定義」についての意見に関連して、例えば、「過去に子どもであった人で子どもの権利保障の責務を負うもの」というふうに言えば、もっと分かりやすいのではないかと思った。恐らく、意見を出してくれた子ども委員の方も、ニュアンスとしては、こういうことを言いたかったのではないかと思うが、どうだろうか。

議論内容

子ども

そういうことを言いたかった。

大人

私も、定義を から まで見たとき、 の大人の定義だけ、少し言葉が足りないのではないかと思ったので、その辺をきちんと文章にしたらどうだろうかと思ったのだが、大人の委員の皆さんはこのままで十分意味が通るということで、このままの表現になったのだが、今、子ども委員の方からこのような意見が出たのであれば、きちんと直しておいたほうがいいと思う。

大人

そうすると、「子どもの権利保障に責務を負う過去に子どもであったすべての人」と修正したいと思う。

意見

大人

「前文に盛り込む内容」のところで、「子どもの最善の利益」という言葉が分かりにくいので、もう少し言葉を補うということで、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとってもっともよいことは何かを第一に考えなければいけない」ということが書いてあるが、確かにその通りだと思う。私は、ここで大事なことは、全員の子どもにとって大事ということではなくて、特定のその子にとって、今大事なことは何かを第一に考えるという前提があることだと思うので、前文を文章化する際には、「特定のその子どもにとって、今何が最善なのか」という部分を落とさないようにしたいと思っている。

議論内容

大人

書き方としては、「子どもに関係のあることを行うときには、その子どもにとって、今もっと

もよいことは何かを第一に考えなければいけない」というイメージになる。そのような部分を前文で押さえるようにしたいと思う。

終わりに

それでは、以上で青森市の子どもの権利条例の骨子案がまったということで、この後、青森市民の皆さんにお示しして、市民の皆さんから意見をいただき、その後は条例案をまとめ、議会で議員の皆さんに審議をしていただくという流れになる。子ども委員の皆さんのご協力に感謝したい。